富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
1	騒音	高木委員	公開	(1020審議会) ○資機材運搬車両の削減や走行経路の一方通行化などの騒音低減対策を着実に実施するとともに、工事中及び供用開始後においても事後調査等により継続的に騒音状況及び対策の効果を確認すること。	(1020審議会) 承知した。	工事の実施時の事後調査では、環境保全措置の実施状況の調査の一環として一方通行の実施状況を確認するとともに、沿道騒音の騒音レベル調査を実施する計画です。（評価書1171ページ表9.2-1(1)） また、施設供用時の事後調査では、沿道騒音の騒音レベル調査を実施する計画です。（評価書1175ページ　表9.2-3(1)）
2	景観・風景	石井委員	公開	(1020審議会) ○施設配置に係る複数案の検討について、「有効な複数案の設定は困難」とする説明と、合棟案・別棟案による景観比較との関係を整理し、その考え方を分かりやすく説明すべき。 ○景観上は別棟案の方が影響が小さいと評価しているにもかかわらず、その後の比較検討において合棟案を用いている理由を明確に説明すべき。	(1020審議会) 資料に示した複数案は、準備書の段階でも示した施設配置の2案に対応している。【資料1-10】で「複数案は困難」としているのは、それ以外の複数案の設定が難しことを示している。 (1020審議会) 事業者説明資料に示したシミュレーション結果は、評価書から抜粋した例であり、評価書では合棟も別棟もシミュレーションをして掲載している。	―
3	景観・風景	石井委員	公開	(1020審議会) ○施設の色彩については、建屋全体を単色で比較するだけでなく、建屋と煙突の色彩の組合せや四季による背景景観の変化を考慮し、年間を通じて周辺景観と調和する色彩を検討すべき。	(1020審議会) そのとおり。 (1020審議会) ―	評価書1061ページの「表8.3.1-14」に景観配慮の方策に関するの例記を追加して補正評価書に記載します。 また、落札者に設計段階で提出を求めるパース図等を中間報告書に記載します。 【資料2-1】を参照

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
4	景観・風景	石井委員	公開	(1020審議会) ○シークエンス景観の評価に当たっては、富士山方向へ向かう車両から見た施設の見え方や圧迫感について分析し、特に進行方向に正対して大きく見える壁面について、植栽による修景や壁面の面分割などの景観配慮を検討すべき。また、受注者にはこのような景観配慮を考慮するような発注方式とすべき。	(1020審議会) －	評価書1061ページの「表8.3.1-14」に景観配慮の方策に関するの例記を追加して補正評価書に記載します。 また、落札者に設計段階で提出を求めるパース図等を中間報告書に記載します。 【資料2-1】を参照
5	景観・風景	石井委員	公開	(1020審議会) ○景観配慮に関する考え方や事例について、受注者にも十分に共有するとともに、受注者選定時の審査等を通じて確実に反映されるよう担保すべき。	(1020審議会) －	要求水準書には「環境影響評価書の遵守」が明記されており、建設事業者はこれを根拠として施設の設計を行います。 また、事業者選定委員会で用いられる落札者決定基準の中には環境配慮に関する項目があり、選定委員は提出された設計が、どのように環境に配慮されているかを、この基準に基づいて評価し、採点します。 事業者選定委員会の議事進行の中で、評価書の環境配慮に関する記載事項を十分に踏まえ、環境配慮について丁寧にご議論いただくように組合から委員会に要望します。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
6	植物	小林富委員	公開	(1020審議会) ○専門家の調査により明らかとなった生育環境の特性を踏まえ、生育環境の広さや深さ、水の流し方等を含めた具体的な生育環境の造成方法について検討するとともに、性能発注であっても事業者として必要な考え方や条件を明確に示すべき。	(1020審議会) －	生育環境の造成方法等についてさらに検討し、創出する湿地環境の想定やイメージをできる限り具体的に補正評価書に示します。検討結果は、評価書775ページ～777ページの図8.2.1-11、図8.2.1-12、図8.2.1-13等に反映します。 また、要求水準書における緑化に関する要求事項、受注者との設計協議等について、補正評価書に記載します。 【資料2-2】１．を参照
7	植物	小林富委員	公開	(1020審議会) ○微気象の変化や二酸化炭素排出量については、予測が困難であることを前提としつつ、緑地配置による影響緩和の考え方を示すとともに、緑地の規模、配置、樹種及び期待する効果を具体的に示すべき。	(1020審議会) －	対象事業実施区域の建物の建設や舗装等による微気象の変化が周辺の生物に及ぼす影響について、予測が困難であることを前提とした上で、要求水準書に記載した緑化に関する要求事項を整理し、蒸発散量の減少や周辺植生等への影響が緩和される旨を補正評価書に記載します。また、期待されるその効果についても整理して補正評価書に記載します。 （評価書p761） 【資料2-2】１．を参照
8	植物	小林富委員	公開	(1020審議会) ○緑地、屋上緑化及び壁面緑化については、景観への配慮だけでなく微気象の緩和等の環境負荷低減効果も考慮し、緑化の規模や配置、植栽する樹木の規格及び将来的に期待する効果を含め、その考え方を具体的に示すべき。	(1020審議会) －	緑地、屋上緑化及び壁面緑化についても、期待される微気象の緩和等の効果を含め、緑化に関する組合の考え方を補正評価書に示します。 緑地面積は、山梨県環境緑化条例上の基準は敷地面積の20%以上ですが、要求水準書ではそれを上回る「緑化率25%以上」を要求していることについても補正評価書に記載します。 【資料2-2】１．を参照

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
9	植物、動物、生態系	北原委員	公開	(1020審議会) ○重要種の生息・生育及びその生活基盤となる環境の維持を成功基準とし、その達成が確認できるまで事後調査を継続するという考え方は評価できるため、「実行可能な対応措置がないと判断されるまで」とする事後調査の終了条件について、重要種が定着しないまま事後調査を終了することのないよう、その考え方を再検討すべき。	(1020審議会) －	「トライしてうまくいかなかったらすぐに諦めて調査を終了する」ことは意図しておりませんが、考えられる手段を尽くして、なお思うように生物が定着しない場合に、うまくいかないとわかっている取り組みを継続することは現実的でないという判断からご指摘の一文を加えたものです。 安易に実行可能な対応措置がないと判断することが無いよう、記述を追加して補正評価書に記載します。 【資料2-2】２．を参照 また、取り組み内容とその成果の記録を残し、中間報告書等に記載するとともに、保全対象種が定着していない状態で事後調査を終了しようとする場合は、有識者等に意見聴取のうえ、実行可能な対応措置がないと判断した経緯について、県に報告します。また、その判断に至った経緯を完了報告書等に記載します。
10	植物、動物、生態系	北原委員	公開	(1020審議会) ○カヤネズミ、モリアオガエル、モートンイトトンボその他の昆虫類についてコリドーを設置しないとする判断については、移動能力や周辺環境による推測だけでなく、文献や先行事例等の科学的知見を踏まえ、その妥当性を改めて検討すべき。	(1020審議会) －	カヤネズミ、モリアオガエル、モートンイトトンボなどの保全対象種等について、文献や先行事例等の情報を収集中です。 これらの保全対象種等のコリドーを設置する場所は、現地の状況を踏まえると、中央自動車道の高架下に限られると考えます。 収集した文献や先行事例等の情報を吟味した上で、コリドーの有効性や実現可能性を改めて検討し、補正評価書に示します。 【資料2-2】３．を参照

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
11	植物、動物、生態系	北原委員	公開	(1020審議会) ○カヤネズミの生息環境の創出に当たっては、草刈りによる草地管理の必要性を踏まえつつ、餌資源となる昆虫類等への影響も考慮し、裸地エリア、刈草搬出エリア及び刈草残置エリアを組み合わせた管理手法やそのローテーション管理について検討すべき。また、草刈時期についても検討すべき。	(1020審議会) －	ご意見を参考に、昆虫類等への影響を考慮し、夏の草刈りは3ブロックのローテーションを基本とします。 秋の草刈りの時期は晩秋を基本とします。 上記の旨を補正評価書に記載します。
12	植物、動物、生態系	佐藤委員	公開	(1020審議会) ○湿地環境の存続は困難であるとするのであれば、回避、最小化及び代償について検討した内容並びにその判断根拠を具体的に示すとともに、費用、工期その他事業への影響を含めて説明すべき。 ○性能発注を理由に施工者の判断のみに委ねるのではなく、発注者として環境保全の観点から主体的に検討した内容を示すべき。	(1020審議会) 湿地環境の存続について、非公開の部分でもう少し詳しく説明する。 (1020審議会) 工事車両の関係については、この建設地にさまざまな方向から車両が来るため、当初から2方向から建設地へ進入できるよう計画している。 建設地が決まった後に、進入路の検討の段階で、西桂町道を先行的に新設することとなった。 もう一方の、富士吉田方面からの進入路については、車両が増えるために、橋梁、その他道路の拡幅が必要となる。この工事は先行してできない部分があり、建設中はこの道路を使えない。 以上から、工事車両は西桂町道側から進入せざるを得ないという検討結果となっている。	湿地の存続には、町道の道路線形の変更及び施工時期の変更が必須となるため、道路設計の自由度や施工時期を遅らせる方法についての検討が必要となります。 現時点で、現状の湿地をどうすれば残せるかという観点からの専門家への聞き取りは実施していません。 道路の実施設計は、計画施設の工事施工事業者が、造成や施設建設の設計と併せて行うため、工事施工業者との協議の中で湿地存続のために取り得る手法等を検討し、可能な限り実現を目指すことを補正評価書に記載します。 また、工事施工業者との協議の中で行った湿地の存続についての検討内容と結果、実際に行った対応について整理し、中間報告書に記載します。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
13	植物、動物、生態系	佐藤委員	公開	(1020審議会) ○湿地環境の回避又は最小化が困難であるとするのであれば、その根拠及び検討経過を明らかにするとともに、費用、工期その他事業への影響を含めて具体的に説明すべき。	(1020審議会) 資料58ページの造成計画図に示す湿地にいろいろな植物などがある。 工事関係車両の大型車は新設する西桂町側から対象事業実施区域に進入することになるが、この道路整備のために工事の最初の段階で湿地を埋め立てざるを得ない。交付金事業の制約上、令和9年度中に大型車を入れて工事に着手する必要がある。 湿地環境を徐々に移動することによって動植物を移動させる案について検討の中で、現状は、水門改修によってこの湿地に水を供給していた水路に水が入ってこない状況になっていることが判明したため、地元自治会や、農業者に相談したところ、この水路は農業用水路であるため、農業以外の目的のために水門を開けて湿地に水を渡すことはできないとの回答であった。現在の湿地への水の供給は雨水のみとなっている。 そこで、今ある希少植物等を、できるだけ調整池の横に設けるビオトープ等に移動しようというのが今回の計画になっている。	意見12の回答と同じ。
14	植物、動物、生態系	佐藤委員	公開	(1020審議会) ○湿地環境の回避及び最小化については、生態系保全の専門家の意見を踏まえながら、事業着手までの期間も含め、可能な限り自然環境を保全するための方策を検討すべき。	(1020審議会) 対象事業実施区域には溶岩等もあるため、大型車を入れないで造成工事を行うことは難しい。 (1020審議会) 現状の湿地をどうすれば残せるかという観点では、専門家へのヒアリングは行っていない。	意見12の回答と同じ。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
15	植物、動物、生態系	湯本委員	公開	(1020審議会) ○造成工事が創出環境整備に先行する中で、重要な動植物を創出環境へどのように移行させるのかについて、誘導、移植及び種子保存等の具体的な方法を示すとともに、その実現可能性を説明すべき。	(1020審議会) 　現在の想定では、敷地周縁部の既存植生を残す部分以外は、造成工事で1回平らにした後に、諸々の建物等の施設を設置するという順番になる。 　新しく設置する湿地環境も、造成工事後に整備することのなるため、今の湿地を残しておいてそこから移行させることは、困難な状況にある。	移植、種子保存の具体的な方法は、評価書の「３）環境保全のための措置」に示した種ごとの措置内容（評価書769～770ページ）及び表8.2.1-26（評価書771ページ）に記載のとおりです。
16	その他	坂本会長	公開	(1020審議会) ○補助金制度や事業スケジュールを前提としつつも、環境保全の観点から事業計画の進め方について更なる検討の余地がないか検討すべき。	(1020審議会) 　本組合は、循環型社会推進交付金という環境省の交付金を活用する。この交付金制度は、毎年その交付要綱が変わるが、本組合が施設整備を計画をした時点で一番活用しやすい時期の制度を利用しているため、新たな交付金を使おうとすると、基本計画からすべてを見直さなければならない。 (1020審議会) 　交付金に関する国の考え方は、よりよい、活用しやすい制度になる面がある一方で、国の財政事情を反映して、例えば建設費の高騰があるから交付金額の上限を設けるなどの、新たな足かせが増えてゆく面もある。 　12市町村全部を集約するに当たり、施設が最短でできるよう年限を決めて事業を進めているため、スケジュールを変更すると、12市町村全体のごみ処理行政に多大な問題が生じる。	意見27の事業者回答（要旨）のとおり、建設事業者との詳細打ち合わせの中で、環境影響評価書の内容、審議会で頂戴したご意見を踏まえて、環境保全の観点から回避、最小化について、建設事業者と共に進めていきたいと考えております。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
17	全般的事項	坂本会長	公開	(1020審議会) ○総合評価落札方式による事業実施に当たっては、環境影響評価の内容が適切に反映されるよう配慮すべき。 ○総合評価落札方式により採用された提案内容や環境面の評価結果について事後的に説明し、選定結果に対する事業者の責任を明確にすべき。	(1020審議会) 　総合評価方式における価格点、技術点ついては、本組合のホームページで、入札公告という形で公表している。価格点、技術点の両方の合計が一番高かった業者が落札者となるため、環境に関わる点数が非常によくても、そこが落札者となるとは限らない。 (1020審議会) 　入札公告は本年8月に行った。 (1020審議会) 　要求水準書は、準備書を作っている時期から併行して作成し、その中に進行中の環境影響評価の内容を遵守することについて記載している。 　落札者決定基準については、本組合設立当初から、どういう施設を作りたいか、この地域にあってどういうものを求めたいかということを検討し、12市町村の総意で憲法的なものを作り、それをもとに基準を定めた。例えば環境とか、地域に合ったものなどの重要な事項を一覧表にして、そこを評価する形になっている。 (1020審議会) 　配点等も入札公告で公表している。	要求水準書には「環境影響評価書の遵守」が明記されており、建設事業者はこれを根拠として施設の設計を行います。 　また、事業者選定委員会で用いられる落札者決定基準の中には環境配慮に関する項目があり、選定委員は提出された設計が、どのように環境に配慮されているかを、この基準に基づいて評価し、採点します。 　なお、採点基準は組合が定めた基本方針を基に作成されております。 　事業者選定の際の採点内容は、最優秀提案者の決定後に審査講評を公表いたします。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
18	地盤沈下 地形・地質	後藤委員	公開	(1020審議会) ○地盤沈下については、揚水試験結果のみをもって影響がないと判断するのではなく、地下水の賦存量や水脈の評価手法及びその根拠を明らかにすべき。 ○地盤沈下については、地層構成や地下水挙動の不確実性及び将来の揚水量増加を踏まえ、予測の妥当性について慎重に評価すべき。	(1020審議会) －	資料を再整理して、評価書の記述を見直し、補正評価書に反映します。 【資料2-3】を参照
19	地盤沈下 地形・地質	後藤委員	公開	(1020審議会) ○ボーリング柱状図に記載された自然水位は、表層地下水ではなく被圧地下水の水位を示すのか。	そのとおり。	－
20	地盤沈下 地形・地質	後藤委員	公開	(1020審議会) ○地盤沈下については、深部地層に関するデータなど根拠となる情報が限定的であることを踏まえ、2日間の揚水試験結果のみをもって影響がないと断定するのではなく、現時点では地盤沈下の可能性は低いと考えられるなど、不確実性を考慮した表現とすべき。	(1020審議会) 資料を再整理して、次回の審議会で回答する。	意見18の回答と同様、資料を再整理して、評価書の記述を見直し、補正評価書に反映します。 【資料2-3】を参照

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
21	地形・地質	後藤委員	公開	(1020審議会) ○盛土及び切土の位置が分かるよう、平面図上にその範囲を記載し、断面図と併せて理解しやすい資料とすべき。	(1020審議会) －	造成区分けの平面図上に盛土、切土の範囲を重ね合わせた図を作成し、補正評価書の資料編に記載します。 【資料2-4】を参照
22	植物、生態系	北原委員	非公開	(1020審議会) ○創出環境については、湿地周辺を草地とする範囲や既存樹林の取扱いを明らかにするとともに、樹林伐採の要否及びその範囲を具体的に示すべき。	(1020審議会) 公開版の資料29ページの図1-9-2はイメージ図であり、具体的な地形と植生の関係について詳細に示したものではない。実施設計では、実際の地形や現況の植生も踏まえて設計が行われることになる。	対象事業実施区域の東側周縁部はご指摘のとおり急斜面であり、この部分の樹林は残置します。残置森林の範囲は評価書の図1.4-1(1)、(2)（評価書10ページ）などに記載のとおりです。
23	植物、生態系	北原委員	非公開	(1020審議会) ○湿地環境の改変に当たっては、植物種等について可能な限り保全に努めるとともに、種子保存等により創出環境への再導入を検討すべき。	(1020審議会) 現在の湿地環境から移植については、湿地から水路の流れに沿って、自然に新しい湿地環境に移行することは困難だと結論した。今のところの計画では、湿地から地下茎、種など採取し、動物もある程度保護をして、それらを保管し、新しい湿地ができた後に播いたり移植したりする。保管方法には、例えば、土壌の保管、種の冷凍保管などがある。 中央自動車道の西側には、湿地で自然的な様相を呈しているような類似環境はあまりない。ただし、水田の用水路などには、例えばタイコウチなどが生息可能な、泥が溜まっているような環境が確認されている。	－

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
24	植物、動物、生態系	芹澤委員	非公開	(1020審議会) ○工事用道路の設置計画について、南側からの進入ルートを含む代替案の検討状況及び採用しなかった理由を具体的に説明すべき。	(1020審議会) 南からの進入ルートには、米倉橋があり、架け替えが必要。	米倉橋は、大型車両が通れない橋であり、将来の廃棄物運搬車両の通行のために架け替え工事が必要です。 橋の架け替え工事は令和12年度までかかる計画で、今年度中または来年度前半に落橋の予定のため、対象事業実施区域の工事中に工事関係車両が通行することはできません。
25	動物、生態系	佐藤委員	非公開	(1020審議会) ○クマタカについては、追加調査により営巣地が把握され、事業地との離隔も十分確保されていることから、事業による影響は限定的であると考えられる。	(1020審議会) －	事業者としても、クマタカへの影響は小さいと判断して評価書に記載しております。（評価書971ページなど）
26	動物、生態系	佐藤委員	非公開	(1020審議会) ○生態系の評価に当たっては、チョウゲンボウだけでなく、桂川対岸の山林を利用するノスリ等の猛禽類についても考慮すべき。事業予定地が採餌場所として利用されている可能性があり、事業実施により当該採餌環境が失われることによる影響について理解するとともに、「影響はない」とする評価は慎重に整理すべき。	(1020審議会) －	ご指摘のとおりです。ノスリなどチョウゲンボウ以外の猛禽類にとっても、対象事業の実施により餌場が失われること、即ちより低位の動物の生息域が消失することにより、一定の影響があるものと認識しています。 影響に関する書きぶりについて再検討し、影響に関する認識が伝わるように記述を改めて、補正評価書に記載します。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
27	植物、動物、生態系	佐藤委員	非公開	(1020審議会) ○工事着手までの期間を活用し、湿地環境への通水を継続して棚田環境を維持しながら、生物が創出環境へ段階的に移行できるよう、（コリドーの考え方も踏まえた）環境影響の回避措置について検討すべき。また、当該回避措置については、落札業者とも協議しながら実現可能性を検討すべき。	(1020審議会) 　建設事業者が決定した後、令和9年度中、令和10年の年明けには必ず工事に着手しなければならないという状況にある。建設事業者の決定後、現況の湿地から創出する湿地環境まで生物が移動可能となるような方向で、建設事業者と相談して工事を進めていきたいと考えている。 (1020審議会) 　建設事業者の決定が令和9年3月、そのあと議会の議決をいただき本契約になるのが令和9年6月末の予定。このため。建設事業者との詳細な打合せは令和9年6月以降になる。その詳細打ち合わせの中で、現況の湿地から創出する湿地環境まで生物が移動可能となる措置についても、できるだけ、一番最初に回避措置ができるように、強く要望していきたいと考えている。	―
28	その他	坂本会長	非公開	(1020審議会) ○SPC（特別目的会社）が設立前の段階でも入札参加できるのか。	(1020審議会) 　SPC（特別目的会社）の設立前の段階でも、施設を作るプラントメーカーと建物を作るゼネコンなどが、共同企業体のような形で入札に参加できる。	―

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
29	植物、生態系	小林富委員	非公開	(1020審議会) ○当該湿地は特異な生態系を有する貴重な環境であり、人為的な創出により同等の環境を再現することは困難であることを十分認識した上で、保全方策を検討すべき。 ○現在湿地へ供給されていた水については、構成市町村にも湿地の重要性を伝えながら、湿地環境の維持及び保全の観点から、継続的な通水に向けた取組を検討すべき。 ○湿地へ供給されていた水については、創出環境への利用に加え、気温上昇の抑制、蒸発散の維持及び周辺農地の環境保全等の観点から有効活用を検討すべき。 ○富士山地域の貴重な自然環境を保全した実績を残せるよう積極的に取り組み、その成果が今後の環境保全の参考事例となるよう努めることが望ましい。	(1020審議会) 委員の皆さんの意見を、できるだけ今回の事業に取り入れられるように努力していきたい。	―
30	その他	坂本会長	非公開	(1020審議会) ○議事録の公開を待つことなく、12市町の関係者が審議会での議論や委員意見の内容を把握し、多様な意見を踏まえた検討ができるよう、事業者自ら積極的な情報共有に努めるべき。	(1020審議会) ―	関係12市町村との情報共有は、首長会議、課長会議、関連課の担当者会議等において都度行っており、引き続き関係市町村との情報共有に努めてまいります。 現段階での各市町村からの要望は概ね「適切な施設整備の推進」であり、内容の詳細に関する要望は特にない状況です。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
31	植物、動物、生態系	石井委員	非公開	(1020審議会) ○図面に示された米倉橋について、現在の工事状況及び大型車両の通行可否を確認したい。	(1020審議会) 県と河川協議中であり、今年度もしくは来年度前半には落橋の予定となっている。 (1020審議会) 米倉橋は2トン以上が通れない。	－
32	植物、動物、生態系	石井委員	非公開	(1020審議会) ○町道整備により既存の畑地が減少することを踏まえ、生物の生息・利用環境に関する従来の評価との整合性について整理すべき。	(1020審議会) 町道として整備していく。 (1020審議会) 町道を整備する区間は、現状では赤道であり、広さは軽トラックがやっと通れるぐらい。 (1020審議会) 図の道路右側が、残地となる。	従来の評価との整合性については、従来より、ご指摘の町道整備予定の畑地が、生物の生育・生息環境保全の上で特別な環境であるような認識は持っておりませんでした。 記録が確認できておりませんが、質疑応答の中で委員がこの畑地を特に重要な環境と受け取るような回答を差し上げたのかもしれません。当該畑地を含めて中央自動車道の西側の田畑が総じて対象事業実施区域内の田畑と似た環境であることを意図した発言であったと思われます。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
33	植物、動物、生態系	石井委員	非公開	(1020審議会) ○大型車両の通行ルート及び交通量の想定を明らかにするとともに、町道及び進入路の整備範囲や整備時期について、生物の生息環境への影響の観点から検討すべき。	(1020審議会) 通過台数はそれほど多くない。 (1020審議会) 事業地の北西側にあるS字状の既存道路（富士吉田西桂都留線と中央自動車道の間にある道路）の広さはトラックがやっと通れる程度。 (1020審議会) 中央道をくぐってまっすぐ北西方向へ向かう、西桂町道と書いてある点線の道が新しい町道。中央道の東側の側道は2トン車が通れる程度の広さ。 (1020審議会) 西桂町道と書いてある点線の道を今年度中に完成させて、大型車が通れるようにする。 (1020審議会) ご指摘の位置で道路の整備を工事を止めることはできるが、それでは大型車、つまり工事車両が事業区域内に入れない。 (1020審議会) そこ（中央自動車道と道路整備予定地の間を通る既存道路）の間だけは大型車が通れるが、外から大型車が入ってこられる道はない。	1時間当たり通過台数がそれほど多くない旨の回答を差し上げましたが、誤りでしたので以下のとおり訂正します。 台数が最大となる造成工事パターン１の場合では、往復で1時間当たり96台（片道48台/h）となる見込みです。工事車両は極力一方通行にするようにしますが、この町道は対象事業実施区域の入退場に利用できる唯一の道路であるため、往復交通とならざるを得ません。 造成工事パターン２では20台/h（片道10台/h）、造成工事パターン３では4台/h（片道2台/h）ですが、これらの場合でも建設工事のコンクリート打設時には34台/h（片道17台/h）となる見込みです。（評価書347ページ参照）

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業　環境影響評価　評価書に係る意見整理表（議事録順）

Ｎｏ	評価項目	意見元	公開・非公開	意見等の内容（要旨）	事業者回答（要旨）	事業者回答（後日）
34	植物、動物、生態系	石井委員	非公開	(1020審議会) ○既存湿地への影響を回避又は低減する観点から、スイッチバック方式による進入、コンベアの活用、橋梁の先行整備等を含め、工事用道路の整備方法及び資機材の搬入方法について幅広く検討すべき。 ○工事用道路の整備方法及び資機材の搬入方法について検討した代替案については、その採否及び採用しなかった理由を文書として明らかにすべき。	(1020審議会) 4トン、10トンの大型車をカルバート出口でスイッチバックさせることは、現状ではできない。 (1020審議会) 理由はカルバートをくぐってすぐに曲がることができないため。 (1020審議会) 現状の道路と周辺の土地には、4m近くの高低差があるため、大型車をスイッチバックさせるための設備ができるかどうかということも含めて、今後、協議し検討をする中で、できることはやっていきたい。費用との調整もあるが、基本的には検討する。	既存湿地への影響を回避又は低減できる方策について再検討し、検討の結果を補正評価書に記載します。 また、要求水準書では、「建設事業者は、西桂町建設産業課（建設係）と十分な協議の上、予備設計B、実施設計等の設計を行う」こととしています。（要求水準書201ページ）このため、落札後の設計の段階においても可能なかぎり回避、最小化の方策について検討します。
35	植物、動物、生態系	坂本会長	非公開	(1020審議会) ○既存の湿地を残すことができず、やむを得ず代替湿地を創出する場合は、その経過及び結果に関するデータや記録を適切に収集・保存し、今後の類似事業における湿地創出手法の検証及び評価に活用できるよう取り組んでほしい。	(1020審議会) －	今後の類似事例において参考となることも踏まえ、湿地環境創出の取組みについて、記録を残し、中間報告書及び完了報告書に記載することとします。
36	動物・生態系	湯本委員		(追加意見) ○ビオトープの管理方法に示す水深では、夏季の高温時に水生生物の生息環境として十分でないおそれがあるため、全域でなくても30～50cm程度の水深を有する箇所を設けることを検討すべき。	(1020審議会後) －	夏季に水温の上昇により、創出する湿地環境の全域が水生生物の生息環境として適さなくなる懸念があるため、湿地の管理作業の中で、水深の深い（30cm～50cm程度）範囲を設ける旨を補正評価書に記載します。 （評価書の図8.2.1-11、図8.2.1-13 775、777ページを修正） 【資料2-5】を参照